2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月二十一日　　農林水産大臣　齋藤　健

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の氏名又は名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第80528号	汚泥発酵肥料	エンペラー	有限会社アサギリ	静岡県富士宮市人穴203番地の51
生第86083号	化成肥料	有機入り複合肥料464	富士見工業株式会社	静岡県静岡市駿河区富士見台一丁目21番22号
生第86084号	化成肥料	有機入り複合肥料533	富士見工業株式会社	静岡県静岡市駿河区富士見台一丁目21番22号
生第91096号	化成肥料	有機入り複合肥料8232	富士見工業株式会社	静岡県静岡市駿河区富士見台一丁目21番22号
生第91097号	化成肥料	有機入り複合肥料824	富士見工業株式会社	静岡県静岡市駿河区富士見台一丁目21番22号
生第92353号	汚泥発酵肥料	林音	有限会社アサギリ	静岡県富士宮市人穴203番地の51
輸第9060号	硫酸加里	50.0硫酸加里	ビ・ヒックス商会株式会社	東京都中央区日本橋小舟町７番１号
輸第9068号	化成肥料	りん安１号	ビ・ヒックス商会株式会社	東京都中央区日本橋小舟町７番１号
輸第10263号	副産窒素肥料	AHZ	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第10594号	被覆窒素肥料	被覆尿素A	ビ・ヒックス商会株式会社	東京都中央区日本橋小舟町７番１号
輸第10703号	化成肥料	化成033	ビ・ヒックス商会株式会社	東京都中央区日本橋小舟町７番１号
輸第10704号	化成肥料	化成945	ビ・ヒックス商会株式会社	東京都中央区日本橋小舟町７番１号
輸第10956号	重過りん酸石灰	重過りん酸石灰C	ビ・ヒックス商会株式会社	東京都中央区日本橋小舟町７番１号
輸第10982号	化成肥料	りん安２号	ビ・ヒックス商会株式会社	東京都中央区日本橋小舟町７番１号
輸第13209号	化成肥料	化成肥料59号	奥村商事株式会社	東京都江東区福住一丁目12番15号
輸第100620号	副産動物質肥料	KODOK MEAL	株式会社ヤングフォレスト	東京都中野区東中野五丁目24番12号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように生産業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月二十一日　　農林水産大臣　齋藤　健

1　生産業者の住所の変更

登録番号　生第69253号、生第73808号

変更前　静岡県富士市中之郷3829番地２

変更後　静岡県静岡市清水区谷津町一丁目180番地３

2　肥料の名称の変更

登録番号　生第93815号

変更前　キーゼレスキュー119Ｌ

変更後　苦土入り化成009Ｌ

登録番号　生第100431号

変更前　キーゼレスキュー119ＳＳ

変更後　苦土入り化成009Ｓ

○国土交通省告示第百九十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十六条第一項及び第三項の規定に基づき、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成二十六年国土交通省告示第千四百四十号）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月二十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　（略）	第一　（略）
２　高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。	２　高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。
一　共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）	一　共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）
二～九　（略）	二～九　（略）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百号

船舶安全法第八条の規定に基づき、平成三十年二月八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5437号	小型船舶用浮力補助具（膨脹式）	ＴＫ－ＡＹ01型	高階救命器具株式会社	ガス充気装置の変更